（注記）
1．引当外退職給付増加見積額には、国からの出向職員に係るものが462,300円含まれております。
2．政府出資の機会費用の計算方法‥10年利付国債（新発債）平成25年３月末利回り0.560％を採用しております。

重要な会計方針

1．運営費交付金収益の計上基準
　業務のために支出した費用相当額を限度として収益計上する方法（費用進行基準）を採用しております。これは、中期計画及び年度計画において業務の実施と運営費交付金との対応関係が明確でなく、個別の業務ごとの予算の設定が困難なため、費用進行基準を採用する必要があるためです。
2．減価償却の会計処理方法
　有形固定資産
　定額法を採用しております。
　なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。
　　建物　　２～42年
　　構築物　　２～27年
　　機械装置　　２～13年
　　工具器具備品　２～20年
　また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。
3．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準
　退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。
　なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、会計基準第38に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。
4．有価証券の評価基準及び評価方法
　満期保有目的債券
　償却原価法（定額法）を採用しております。
5．たな卸資産の評価基準及び評価方法
　先入先出法による低価法を採用しております。
6．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
　キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、手許現金、随時引き出し可能な預金からなっております。
7．行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法
　政府出資の機会費用の計算に使用した利率
　10年利付国債（新発債）平成25年３月末利回りを参考に0.560％で計算しております。
8．リース取引の処理方法
　ファイナンス・リースにより使用しているリース資産は、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。また、減価償却については、償却期間をリース期間に合わせて行っております。
9．消費税等の会計処理
　消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

注記事項

Ⅰ．減損損失関係
【減損の兆候に関する事項】
当事業年度における減損の兆候については以下のとおりです。
1．東京事務所
⑴　兆候の対象資産及び経緯

用　途	種　類	場　所
事務所	土地、建物等	東京都港区

　東京事務所については、独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月７日閣議決定。以下「基本方針」という。）により、廃止することを決定しております。
⑵　使用しなくなる日
　廃止する時期は、基本方針において平成25年度中に国庫納付することとされており、今後整理を進める中で決まっていくこととなります。
⑶　使用しなくなる日における帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損額の見込額
　東京事務所（当事業年度末帳簿価額：土地2,115,000,000円、建物等984,948,072円）については、廃止の条件・時期が個別に決定するまでは回収可能サービス価額及び減損額の見込額を算定することはできません。
2．相模原事務所のうち研修施設
⑴　兆候の対象資産及び経緯

用　途	種　類	場　所
研修施設	建物等	神奈川県相模原市

　相模原事務所のうち研修施設については、基本方針により、廃止することを決定しております。
⑵　使用しなくなる日
　廃止する時期は、基本方針において平成24年度中となっておりますが、国民生活センターの組織の在り方に関する検討が平成25年度も引き続き行われることから、研修施設の取扱いについても今後の検討により決まっていくこととなります。
⑶　使用しなくなる日における帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損額の見込額
　研修施設（当事業年度末帳簿価額：建物等216,539,724円）については、管理研修宿泊棟の一部であることから、廃止の条件・時期が個別に決定するまでは回収可能サービス価額及び減損額の見込額を算定することはできません。
Ⅱ．金融商品の時価等
1．金融商品の状況に関する事項
　当法人は、資金運用については短期的な預金及び公共債等に限定しております。
　投資有価証券は、独立行政法人通則法第47条の規定等に基づき、商工債を保有しており株式等は保有しておりません。
　リース債務は、ＰＩＯ―ＮＥＴシステム関係機器等に係るものであり、償還期間は、最長で平成29年３月末迄であります。